

○ ボランティアの遵守事項

ボランティアは、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 預かった犬猫の健康管理及び安全を保持すること。
- (2) 逸走防止及び咬傷事故等による人への危害発生防止に努めること。
- (3) 多頭飼育等で適正飼養が困難となるような事態を生じさせないこと。
- (4) 預かった犬猫の飼養にあたっては、近隣地域における生活環境上の問題等を発生させないように十分配慮すること。
- (5) 預かった犬猫の健康状態等に異常を認めた際は、速やかにセンターに連絡し、指示を仰ぐこと。
- (6) ボランティアの活動をする上で知り得た個人情報やセンターから一時預かりする犬猫の情報等について、第三者に漏らさないこと。
- (7) 本制度によるボランティア活動に起因するボランティア自身の死傷及び他人への損害を補償するボランティア活動保険に加入すること。
- (8) 預かった犬猫の逸走時の連絡体制は別表1のとおりとする。逸走が判明した場合、ボランティアはセンター、警察及び施設が所在する地域を管轄する保健福祉（環境）事務所等に速やかに連絡するとともに、保護まで責任を持って対応すること。また、センター所長に対し「逸走届（様式第6号）」を提出すること。
- (9) 預かった犬猫が咬傷事故や物損事故を起こし、第三者に損害を負わせた場合、自らの責任で被害者への対応及び賠償を行うとともに、センター所長に対し「事故発生届出書（様式第7号）」を提出すること。併せて咬傷事故等により人に危害を加えた場合は、施設が所在する地域を管轄する保健福祉（環境）事務所に届出を行うこと。
- (10) ボランティアは、預かった犬猫に起因して、ボランティア本人、また自らが既に飼養している動物等に疾病の感染、負傷、死亡等の損害が生じた場合、あるいは自己の所有物に損害が生じた場合であっても、その一切の責任を負うものとする。